

協働のまちづくり かわら版

Vol. 1 創刊号
2008年9月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)
FAX：0256-92-2110
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報
をお届けしています。

「協働のまちづくり」とは、市民の皆さんと行政とが相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決を目指していくことです。

「協働のまちづくりかわら版」では、市の協働のまちづくりの推進に関する主な取り組みについての情報をお届けしていきます。



「協働のまちづくり」って大事なこと？みんなで一緒に考えていきましょう！

市では、今年度から「市民とともに築くまち」をまちづくりの基本方針の一つに掲げ、市民と地域の力を活かした協働のまちづくりを進めるために、「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けた検討を行っています。

「まちづくり基本条例」とは、自分たちのまちで物事を考えたり決めたりする場合に、

どのような理念のもとに

誰がどのような役割を担い

どのような方法で決めていくのか

という「まちづくり」の基本ルールを定めるものです。条例自体の明確な定義はなく、内容は各自治体が自ら考え、自ら決めるものです。

そして、何よりこの条例をつくるためには、市民の皆さんのまちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。



市議会議員の皆さんの学習会の様子です。

市の幹部職員の学習会の様子です。



8月21日、市議会議員の皆さん、市の幹部職員を対象に、新潟大学の馬場先生を講師にお迎えして開催した、まちづくり基本条例の学習会の模様です。あらゆる方面、あらゆる立場で協働のまちづくりについて議論を積み重ねていきたいと考えています。

「第1回まちづくり基本条例市民学習会」を開催しました。

協働のまちづくりの枠組みを構築するため、具体的な取り組みの第1歩として「協働のまちづくりフォーラム 第1回まちづくり基本条例市民学習会」を8月23日に吉田公民館で開催しました。その内容についてお知らせします。

当日は、100名を超える皆さんに参加していただきました。自由参加での開催ということでしたので、事務局では、当日まで何人くらい集まるのか心配で…。

大勢の皆さんにご参加いただきありがとうございました。今後の学習会へのご参加も、よろしくお願ひします。

参加された皆さんと会場の様子 ▶



(学習会に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。)

「市民協働、市民自治への大きな歩みの第1歩になるもの」

開催のあいさつ（小林市長）



市長挨拶

社会情勢の変化 厳しい財政状況、市民ニーズが複雑化、多様化していく中で魅力あるまちづくりを進めるには、市民の皆さん、自治会、まちづくり協議会、NPO、市民活動団体、企業などの皆さんと協働で、豊かなまちづくりに向け取り組むことが必要です。

ルールづくりの必要性 そのために市民と行政、議会の役割分担を明確にする、市民の声が行政にどう反映されていくのか透明性を高める、といった市民参画のルールづくりが必要となる。それがまちづくり基本条例です。

十分な議論が必要 まちづくり基本条例の最も重要なことは、その内容が**市民の皆さんに理解され、自分たちのルールであるとの共感**を持って受け入れられることである。先進事例では条例策定の過程には市民参加による方法が一般的だが、燕市の基本条例はつくる過程も大切にし、市民の皆さんと十分な議論を行い、策定に取り組みます。

事務局説明（企画政策課協働のまちづくりグループ）

燕市の協働のまちづくりに必要なこと
まちづくりの理念とルールを明確化し、みんなで共有するため、市民、市議会、市長等が議論してまちづくりの基本ルールをさだめること、これが、**まちづくり基本条例**の制定へとつながるのです。

協働のまちづくりに必要なことの例示

- 目指すべきまちの姿を明らかにして、みんなで共有する
- まちづくりの主体としての市民の権利を保障する
- より市民の声が反映される行政の仕組みをつくる
- 市民・市議会・市長等の役割や責務を明確にする
- よりよく公共的課題を解決する仕組みをつくる

条例で規定する一般的内容の例示

まちづくりの基本理念	市民参画の手続き、仕組み
市民の権利と責務	コミュニティの位置付け
市議会の権限と責務	市政運営の基本事項
市の権限と責務	他の条例等との関係 など

まちづくり基本条例の内容

まちづくり基本条例の内容に決まりはありません。また、行政や市民が一方的に策定するものでもありません。行政と市民が一緒になってまちづくりのルールをつくっていく、そのルールづくりがまちづくり基本条例の策定そのものと言えます。

まちづくり基本条例の制定の目的と効果について

条例制定により様々な効果につながるとともに、燕市のまちづくりの基本方針である“**市民とともに築くまち**”という市民参画と協働によるまちづくりの実現にもつながるものと期待されます。

条例制定の効果の例示 ▶

市民がまちづくりの主体であるという自覚と責任感の向上
情報共有によるまちづくりへの関心の向上
市政運営の透明性の確保
市民参画の環境整備(手続きの明確化)による市民の市政への参加の推進
各主体のまちづくりの共通目標の共有や役割分担の明確化によるまちづくりへの連携・協力体制の構築
地域自治組織、市民活動団体等が担うこれまでの地域づくり活動の制度的保障と地域の課題等の共有
市職員の意識の更なる向上

(仮称)まちづくり基本条例制定までのスケジュール案

今年度を学習の年度と位置付け、8月から継続して毎月1回、合計で8回の学習会の開催を予定しています。その後、平成21年度と平成22年度を具体的な検討の年度と位置付け、来年4月に公募委員や職員委員で組織する「まちづくり基本条例市民検討会議」を設置し、全体会議やグループ別会議などを行い具体的な条例素案の検討を行っていきます。

学習の経過や検討の経過はホームページなどを利用し、燕市全体へ情報を提供していきます。

第1部 基調講演 『まちづくりの担い手は誰か』

(新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん) 「自分達が決められる時代がやってきた」

地域の公共的課題の解決 地域の公共的な課題の解決は、個人による解決、家族による解決、地域社会による解決というように段階がある。その一方で行政による解決とは、国防や警察など提供しないと困るものや必要不可欠なもの、解決に権力性が必要な場合には行政が役割を担う。

まちづくりとは まちづくりとは地域の公共的な課題を認識し、解決策を策定し、実際に解決策を実施し、その解決策を評価すること。都市をどのように管理・運営していくのかということ。燕市の地域的課題をどうやって解決していくのかを考えていくことである。

新たな枠組みの必要性 様々な団体が育ち、個人の力も出てきている中で、まちづくりの様々な主体が結びついていくことが重要で、その結びつきのルールをどう考えていくのかが、必要になる。今までのように、行政がすべて地域の公共的課題を解決するという時代は終わりを告げたとと言える。それと同時に皆さんでどうやってまちをつくっていくのかを考えていくことがこれから求められているというのが今のまちづくりの状況である。



基調講演の様子

第2部 パネルディスカッション

『住民と行政のパートナーシップ再構築に向けて』

パネルディスカッションでは、燕市内において様々な活動に取り組んでおられる3団体の皆さんから各主体が協力し合ってまちづくりを行っていく連携の必要性について考えていただきました。

パネリストは、はっぴーズコミュ代表の土田陽子さん、粟生津地区協議会代表の亀倉忠士さん、特定非営利活動法人すまいる理事長の三浦章子さんと小林市長の4人です。

初めて耳にする団体、団体名は知っていても意外と知らない活動内容についてまちづくり活動の情報共有を図るため発表を行っていただきました。



パネルディスカッションの様子

パネリストの団体の皆さんからは、「行政に各団体の橋渡し役や、まとめ役のようなシステムがあればもっとスムーズに地域活動や住民との連携がうまくいくと思う。」「他の団体と共同で活動を進めて、お互いの良いところを参考しながら連携を行っていきたい。」というご意見がありました。

参加者の皆さんからは、「パネリストの話が大変参考になった。」「出席されたパネリストの方々の貴重な経験がより多くの市民に浸透されることを祈っています。」などの温かいご感想も聞かれました

「協働のまちづくりかわら版」では、市民の皆さんと行政との協働や地域づくりに関する情報を集め、お知らせしていきたいと考えています。

協働の取組事例やご提案などがありましたらいつでもご連絡をお願いします。なお、お寄せいただいた情報は、協働のまちづくりかわら版で紹介していきます。

皆さんの情報をお待ちしています。

お知らせ

第1回市民学習会に参加された皆さんの声

まちづくり基本条例 市民学習会に対する
ご感想、ご意見

- ・まちづくり基本条例については、これからの市民に何を考えさせて3地区が早く1つになるために、お互いに持っている力を出し合っているいろいろな意見を聞きだせるものを学習の中で勉強した方が良いと思う。
- ・あまりにも具体的でない話ばかりでピンとこなかった。
- ・第1回目としては非常に有意義で分かりやすいと思います。今後もわかりやすくお願いします。
- ・住民の考えをいろいろな機会に行政に反映させるシステムを作ることは大切なことだと思います。是非、これから力を入れていただければと強く感じます。
- ・このような学習会は非常に大切だと思います。
- ・多数の人が参加されたことが良かったと思う。
- ・行政と市民のつながりが大切であり、協力していかなければならないと思います。
- ・参加者はもっと若い人たちも参加してもらおうよう働きかけがほしい。
- ・初めてこのような学習会に参加して参考になった。

(仮称)まちづくり基本条例の策定に関する
ご意見・ご要望

- ・わかりやすい文面と言葉で条例の文章を作成してほしい。
- ・基本条例なので、出来る限り大筋のみを規定してほしい。
- ・形だけ市民参加をして完成した条例とならないよう要望。
- ・基本条例は、住民の意志や方向性を最大限尊重してほしい。
- ・「市民との協働」に名を借りて「行政」の責任放棄とならないことを願う。
- ・拙速に結論を急がず市民に充分理解できる「基本条例」が出来上がることを望みます。
- ・行政経費縮小は免れないこととなれば、市民が行政との協働により効率よくまちづくりができる条例をつくってほしい。
- ・策定状況については、今後も市民に情報を提供願いたい。
- ・まちづくり基本条例は早く制定してほしい。
- ・具体的な公共的課題を提起して、それを解決するために条例がどのように関わるかを検証しながら実践していく必要がある。総花論で、マニュアル条例ならいらないはず。

まちづくり基本条例市民学習会を継続して開催します。

まちづくり基本条例市民学習会は、毎月1回、継続して開催しています。参加は自由で、市のまちづくりに関心のある人なら誰でも参加できます。

日時・会場等は、広報つばめや燕市のホームページ等でご確認ください。

まちづくり基本条例市民学習会「みんなでつろう。まちづくりの基本ルール」

第2回目は、「まちづくり基本条例の先進地事例」について学びます。

燕市は何をめざしていくの？大切にしたいものって何？

条例づくりの先にある「つばめらしさ」について考えましょう！

日時および会場：9月27日(土)10:00～正午 吉田公民館 3階講堂

皆様のご参加をお待ちしています。

お知らせ

編集後記

今年の4月から担当になり、家族にもまちづくり基本条例って何？と聞かれて、家でも大事なことだと説明しています。

まちづくり基本条例の検討も何もわからない状態からスタートし、ようやく「第1回学習会」にこぎ着けました。

掲載いたしました学習会に関する他のご意見として、時間配分が悪かった点、開始時刻や終了時刻を守ってほしい点、放送設備が悪く声が聞こえにくかった点、他のイベントと重なり駐車場が狭かった点等についてご指摘がありました。ご不便やご迷惑をお掛けし、申し訳ありませんでした。今後の学習会では改善を行い、皆さんが学習会に参加しやすい環境づくりや仕組みづくりを心がけていきたいと思っております。参加していただきました皆さん、本当にありがとうございました。(す)